

仕 様 書

この仕様書は、委託者 市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者 が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名 音声データ反訳業務
2. 業務目的 本業務は、議事の経過を録音した音声データを反訳し、記録性、資料性、及び証拠性に優れる正確な会議録原稿を作成することを目的とする。
3. 委託場所 市川市八幡1丁目1番1号 市川市議会事務局議事課
4. 委託期間 令和8年5月1日から令和9年3月31日

5. 業務内容

(1) 音声データ反訳業務

委託期間中の各月に、委託者が依頼する本会議、各派代表者会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会等の会議における発言等を録音した音声データにより、反訳原稿を作成するものとする。

(2) 反訳原稿の仕様及び用例

反訳原稿については、以下に定める仕様により作成するものとする。なお、反訳の際の用字は、標準用字用例辞典（公益社団法人日本速記協会発行）によるものとする。

①本会議音声データ反訳業務

本会議の反訳原稿については、A4版 縦長用紙 横組 段なし 11ポイント印字 48字×28行とする。

②本会議以外の音声データ反訳業務

本会議以外の反訳原稿については、A4版 縦長用紙 横組 段なし 12ポイント印字 36字×33行とする。

③原稿の作成はマイクロソフトワード形式によるものとする。

④字体はMS明朝体とする。ただし、発言者等の一部はMSゴシック体とする。

(3) 反訳原稿の校正

反訳原稿は、委託者が次期定例会前に会議録を完成できるよう、受託者において十分に校正を行うものとする。

校正は、反訳を行った者以外の者が行うものとする。

(4) 業務履行条件

①業務従事者の資格及び能力

本業務は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある、公益社団法人日本速記協会が認定する速記技能検定1級の資格を有する速記者2名以上により行うものとする。

なお、本業務に従事する速記者は、行政用語に精通し、市川市に関する地名、人名、事務事業、議会運営等を熟知している者とする。

②業務従事者名簿の提出

受託者は、事前に住所、氏名等、委託者が指定した事項を記載した業務に従事する速記者の名簿を、速記技能検定1級合格者であることを証する書類の写しを添えて、提出するものとする。

③実績

都道府県議会又は市町村議会における本会議の会議録反訳業務を過去15年間において受託し、履行した実績を有すること。

(5) 資料の交付・貸与

本業務の実施に当たり、委託者は以下の資料を受託者に交付又は貸与する。

①本会議資料

本会議において配付した資料及び次第書を交付する。

②委員会等資料

各派代表者会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（ペーパーレス推進部会を含む）等において配付した資料、次第書及び発言順序表を交付する。なお、委員会審査にかかわる資料のうち、①本会議資料で交付したものについては、当該資料を使用するものとする。

③音声データ

本会議及び委員会等における発言等を録音した音声データは、どこでもキャビネット（株式会社大塚商会提供）を使用し受託者の電子メールアドレス宛に交付する。また、本会議の場合は、原則として会議のあった日からおおむね3日以内に交付する。

④資料の返却

本会議資料及び委員会資料のうち委託者の指定するものについては、受託者は委託者が指定する期日までに返却するものとする。

6. 定例会実施予定日及び業務時間の算出

(1) 定例会実施予定日

市議会定例会については、下記の予定で実施するものとする。なお、日程については委託者の事情により変更される場合がある。また、臨時会が開催される場合、委託者は会期、開催日、開議時間等を速やかに受託者に通知するものとする。

①6月定例会

令和8年6月5日（金）から6月30日（火）まで

②9月定例会

令和8年9月4日（金）から10月2日（金）まで

③12月定例会

令和8年12月4日（金）から12月21日（月）まで

④2月定例会

令和9年2月中旬から3月中旬まで

(2) 音声データ反訳業務時間の算出

音声データ反訳業務時間については、委託期間中の各月において、本会議、各派代表者会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等の区分別に委託者が依頼する会議時間の合計の時間数により算出するものとし、委託期間中の予定数量については別表のとおりとする。

なお、予定数量は変動する場合がある。

(3) 端数時間の処理

音声データ反訳業務時間の算出において1時間未満の端数時間が生じた場合、15分未満の端数は4分の1時間として計算し、以降15分を経過するごとに4分の1時間ずつ加算する。

7. 成果品

(1) 反訳原稿

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、本仕様書「5. 業務内容(2) 反訳原稿の仕様及び用例」に定める反訳原稿を委託者に提出するものとする。

(2) 反訳原稿電子データ

受託者は、反訳原稿の提出に合わせて、反訳原稿の電子データを委託者が指定する電子メールアドレスに送付する。ただし、委託者が必要と認める場合は、反訳原稿の電子データを外部記憶媒体(USBメモリ等)により提出するものとする。

(3) 反訳原稿の正確度

反訳原稿は、99.9%以上の正確度を有するようにする。

正確度は、句読点を除く表記、聞き間違い、打ち間違い等による誤りを1字1失点として計算する。

正確度が99.9%未満の場合、速記反訳原稿を至急作成し直すものとする。

(4) 反訳業務報告書

受託者は、各月の音声データ反訳業務を完了した後、反訳業務報告書を委託者に提出するものとする。報告書の内容は、各種会議の区分別(ペーパーレス推進部会は特別委員会を含む)の名称及び反訳業務時間、会社名、住所、責任者名とする。

なお、反訳業務時間については、実時間及び端数時間処理後の換算時間を記載すること。

また、各種会議の反訳及び校正を行った者がわかる表を別紙として任意の書式で添付すること。

(5) 成果品の納期

成果品については業務ごとに下記のとおり提出するものとする。なお、委託者が規定する年末年始(12月29日から1月3日)は納期の算定には含めないものとする。

① 音声データ反訳業務

音声データ反訳業務の成果品については、委託者が受託者に依頼する日の翌日から起算して30日以内に提出するものとする。ただし、提出期限が市の休日(土曜日、日曜日、祝日)であるときは、翌営業日に提出するものとする。

また、3月2日以降に依頼するものについては3月31日までに提出するものとする。その際、依頼する日から納期までの期間に応じて、「②特急反訳納期」を定めた

ものとして取り扱う。

②特急反訳納期

委託者に特別の事情がある場合は、委託者と受託者とが協議の上、特急反訳納期を定めるものとする。

特急反訳納期の期限については、委託者が受託者に依頼する日の翌日から起算して、それぞれ7日以内、14日以内、21日以内のいずれかの納期を定めるものとし、委託期間中の各納期の予定数量については別表のとおりとする。

なお、予定数量は変動する場合がある。

8. 委託代金及び支払方法

(1) 委託代金

委託代金については、頭書の契約書に定める単価に、本仕様書「6. 定例会実施予定日及び業務時間の算出」の各項の規定により算出した業務時間数を乗じて得た金額とする。

また、特急反訳納期を定めた場合の委託代金については、頭書の契約書に定める単価に特急反訳の対象となる音声データ反訳業務時間数を乗じて得た金額を加算するものとする。

(2) 支払方法

委託代金の支払いについては、受託者が受託した業務が完了し、上記の成果品が提出された後、委託者の検査に合格したときに、受託者の請求により支払うものとする。

9. 出張速記業務・速記反訳業務の実施

(1) 業務内容

委託期間中に行われる市川市議会の定例会及び臨時会の本会議において、録音機器の故障等により音声データ反訳業務のための録音が行えない場合に限り、当該会議での発言等のすべてを速記法により記録し、反訳原稿を作成するものとする。

①出張速記業務

受託者の速記者が、本会議におけるすべての発言等を速記法により記録するものとする。

②速記反訳業務

出張速記業務において速記者が記録した速記符合を成文化し反訳原稿を作成するものとする。

(2) その他

出張速記業務及び速記反訳業務の実施が必要となった場合、委託者はその旨を速やかに受託者に通知するものとする。また、業務時間及び委託単価等については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

10. その他

(1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

(2) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(3) 受託者は、本業務の作業を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

○別表：委託期間中の各業務の予定数量

業務名	予定数量
音声データ反訳業務	214.00時間
特急反訳 (音声データ反訳依頼の翌日より7日以内)	8.00時間
特急反訳 (音声データ反訳依頼の翌日より14日以内)	19.00時間
特急反訳 (音声データ反訳依頼の翌日より21日以内)	23.00時間